

八千代市総合評価技術審査会設置要領対照表

現行要領（八千代市総合評価技術審査会設置要領）	作成要領（案／八千代市新庁舎建設工事総合評価技術審査会設置要領）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領第7条に定める項目を審査するために設置する八千代市総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の組織に必要な事項を定める。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 総合評価方式に係る評価基準等（評価項目、加算点及び得点配分等）の審査に関すること。</p> <p>2 総合評価方式に係る入札参加者が提出する施工計画等の資料等により、技術評価点の審査に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 技術審査会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は会務を総理し、技術審査会を代表する。</p> <p>3 委員長は財務部長、委員は工事設計担当課長及び工事検査室長とする。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>5 審査の事案に応じ、委員長が必要であると認めるときは委員長の指名により臨時委員を置くことができる。</p> <p>6 技術審査会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>7 技術審査会の庶務は、財務部契約課において処理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第4条 技術審査会は、必要に応じ随時開催できるものとする。</p> <p>2 技術審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 八千代市新庁舎建設工事に係る総合評価一般競争入札における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、八千代市新庁舎建設工事技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 技術審査会は、次の事項について審査し、市長に意見を述べるものとする。</p> <p>（1）落札者決定基準に関すること。</p> <p>（2）技術提案資料の評価及び評価方式に関すること。</p> <p>（3）落札者の決定に関すること。</p> <p>（4）前各号に掲げるもののほか、八千代市新庁舎建設工事に係る総合評価一般競争入札の運用に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 技術審査会は、委員3人以上をもって組織する。</p> <p>2 委員は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するほか、副市長をもって充てる。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、八千代市新庁舎建設工事の落札者との契約がなされるまでとする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第5条 技術審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長は技術審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p>

決するところによる。

（秘密の保持）

第5条 技術審査会の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取り扱いに十分注意しなければならない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、技術審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月13日から施行する

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 技術審査会は委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 技術審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（会議の非公開）

第7条 技術審査会の会議は非公開とする（八千代市情報公開条例第7条第6号のイ（契約に係る事務に関する情報）に該当）

2 技術審査会の議事要旨は、落札者の決定後に公表する。

（技術提案等のヒアリング）

第8条 技術審査会は、必要に応じ、入札参加者から提示された技術提案等について、当該入札参加者のヒアリングを実施することができる。

（委員の責務）

第9条 委員は、第2条に定める所掌事務を常に公正、公平及び中立に行わなければならない。

2 委員は、直接間接問わず本事業に関する技術提案等に参加してはならない。

3 委員は、審議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、八千代市が公表した情報及び技術審査会が公表した情報については、この限りでない。

（技術審査会の事務）

第10条 技術審査会の事務は、庁舎総合整備課において処理する。

(適用除外)

第11条 この要領の施行にあたり、八千代市総合評価技術審査会設置要領（平成21年11月13日制定）の規定は適用しない

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、この要領に基づき八千代市新庁舎建設工事の落札者との契約が締結されたときに、その効力を失う。